

平成28年6月7日

第196期定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款にもとづくインターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

東武鉄道株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第39条の規定にもとづき、当社ホームページ (<http://www.tobu.co.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

連結注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数

86社

主要な連結子会社の名称

(株)東武百貨店、(株)東武宇都宮百貨店、東武建設(株)、東武タワースカイツリー(株)、東武ビルマネジメント(株)、東武商事(株)、東武運輸(株)、(株)東武ホテルマネジメント、(株)東武エナジーサポート、東武食品サービス(株)、東武トップツアーズ(株)、他75社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)東武キャリアサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

非連結子会社でありました(株)フルール・ド・パリは連結子会社であります(株)ニッテイ事業社と平成27年12月1日付で合併し、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数

7社

主要な会社等の名称

(株)東武ストア、蔵王ロープウェイ(株)、那須交通(株)、他4社

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

(株)東武キャリアサービス、(株)群馬県バス・ハイヤー会館

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は20社であり、次のとおりであります。

(12月末日) ㈱トラベルサービス、㈱ティラミスホールディングス、東武トップツアーズ㈱、㈱トップ・スタッフ、ティーティーエー、INC.、トップツアーヨーロッパ LTD.、東武シェアードサービス㈱

(1月末日) ㈱東武ブックス

(2月末日) ㈱東武スポーツ、㈱東武百貨店、㈱総合パーキングサービス、㈱ニッテイ事業社、㈱ガンブス・インターナショナル、㈱東武友の会、㈱東武セキュリティ、㈱東武カルチュア、㈱コム・イースト、㈱東武宇都宮百貨店、㈱宇都宮パーキングサービス、東栄産業㈱

なお、上記の連結子会社はすべて自社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

東武セレモニー㈱は決算期変更で決算日が3月末日となり当事業年度の月数が15箇月となっております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）により評価しております。また、その他有価証券は、時価のあるものについては決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては主として移動平均法による原価法により評価しております。

② デリバティブ

時価法により評価しております。なお、金利スワップ取引の特例処理をしております。

③ たな卸資産

小売業商品は、主として売価還元法による原価法により評価しております。分譲土地建物は、個別法による原価法により評価しております。貯蔵品は、主として移動平均法による原価法により評価しております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法及び定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金及び売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規等に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益に計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づき損失発生見込額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金

平成27年9月9日から11日に関東地方及び東北地方で発生した「平成27年9月関東・東北豪雨」の復旧費用等のうち、当連結会計年度末以降に発生が見込まれる補修費等について、その金額を合理的に見積もり計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法によって償却しております。なお、金額が僅少なものについては支出時の費用として処理しております。

② 工事負担金等の圧縮記帳処理の方法

当社は鉄道業における連続立体交差等の高架化工事や踏切道路拡幅工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等のうち、対象工事の完成により増収が見込まれないもので、1億円以上のものについては、工事完成時に、工事負担金相当額を取得価額から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。また、過年度に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

6 会計方針の変更・会計上の見積りの変更

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金	460百万円
有価証券	4百万円
建物及び構築物	302,517百万円
機械装置及び運搬具	61,711百万円
土地	301,798百万円
その他の有形固定資産	5,821百万円
投資有価証券	1,337百万円
その他の投資	233百万円
計	673,884百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	4,449百万円
前受金	19,036百万円
長期借入金	148,813百万円
(内1年内返済額)	(14,565百万円)
鉄道・運輸機構長期未払金	35,468百万円
(内1年内返済額)	(4,681百万円)
計	207,768百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額 1,038,795百万円

4 保証債務

他の会社等の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

埼玉県住宅供給公社	2,329百万円
(財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	1,032百万円
その他の	348百万円
計	3,711百万円

5 投資有価証券のうち、20,860百万円については有価証券消費貸借契約により貸付を行っております。

6 事業用固定資産の取得価額から控除した工事負担金等の金額は、238,929百万円であります。

7 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

① 東武鉄道(株)

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）に基づき、鉄道事業用土地については同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により、その他事業用土地については同条第1号に定める公示価格及び第2号に定める基準地価格により算定

・再評価を行った日 平成14年3月31日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額35,961百万円

なお、平成14年2月1日に東武鉄道(株)と合併により消滅した東武アネックス(株)・東武プロパティーズ(株)・東武エステート(株)ならびに平成14年3月1日に東武鉄道(株)と合併により消滅した銀座エフツー(株)については、上記東武鉄道(株)に含めて記載しております。また、合併により消滅した会社の再評価の方法ならびに再評価を行った日は以下のとおりであります。

(i) 東武アネックス(株)・東武プロパティーズ(株)・東武エステート(株)

・再評価の方法

同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定

・再評価を行った日 平成14年1月31日

(ii) 銀座エフツー(株)

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定

・再評価を行った日 平成13年12月31日

② (株)東武百貨店

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定

・再評価を行った日 平成14年2月28日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 0百万円

- ③ ㈱東武宇都宮百貨店
 - ・再評価の方法
同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定
 - ・再評価を行った日 平成14年2月28日
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 91百万円
- ④ 東武運輸㈱
 - ・再評価の方法
同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定
 - ・再評価を行った日 平成14年2月28日
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,581百万円
- ⑤ 東武建設㈱
 - ・再評価の方法
同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定
 - ・再評価を行った日 平成14年3月31日
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,662百万円

なお、持分法適用会社である㈱東武ストアにおいては平成14年2月28日、㈱東武警備サービス(平成14年4月5日に㈱東武ストアと合併により消滅)においては平成13年12月31日にそれぞれ土地の再評価を行い、当社の持分を「純資産の部」の「土地再評価差額金」より控除して表示しております。控除した当社の持分は911百万円となっております。

㈱東武ストアにおいて、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額の当社の持分は174百万円であります。

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

上記以外に、該当事項はございません。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

1,075,540,607株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,203	3.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	3,202	3.0	平成27年9月30日	平成27年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 3,211百万円
- ② 1株当たり配当額 3.0円
- ③ 基準日 平成28年3月31日
- ④ 効力発生日 平成28年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 365円43銭

1株当たり当期純利益 25円54銭

VI. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入または社債の発行によっております。また、連結子会社であります東武シェアードサービス㈱において、当社グループ全体の資金を包括して管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ各社の資金需要に応じた資金供給を行うことで効率的な資金の運用をはかっております。デリバティブは、借入金の金利変動及び為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関してはグループ各社の与信管理手続きに従い、顧客・取引先ごとの信用調査を行い、期日管理及び残高管理を定期的に行う体制としております。

投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主にグループ各社の業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債のうち短期のものについては、主に営業取引に係る資金調達であり、長期のものについては主に設備投資に係る資金調達であります。これらのうち、金利の変動リスクに晒されているものの一部については、当該リスクを回避する目的でデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
短期借入金	55,435	55,435	—
1年内返済予定の長期借入金	73,418	73,676	257
1年内償還予定の社債	31,000	31,232	232
社 債	127,000	131,616	4,616
長期借入金	501,152	514,982	13,830

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

・短期借入金

短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

・1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

1年内返済予定を含む長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、一部の長期借入金の時価については金利スワップの対象とされていることから、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

・1年内償還予定の社債及び社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

1 当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的としてオフィスビル（土地を含む）や商業施設（土地を含む）を所有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
164,814	205,135

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額もしくは指標等を用いて合理的な調整を行って算出した金額であります。

個別注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

分譲土地建物

個別法による原価法

貯蔵品

移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業の有形固定資産

定率法

鉄道事業の取替資産

取替法（定率法）

その他の有形固定資産

定額法

ただし、鉄道事業の有形固定資産のうち平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金及び売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 災害損失引当金

平成27年9月9日から11日に関東地方及び東北地方で発生した「平成27年9月関東・東北豪雨」の復旧費用等のうち、当事業年度末以降に発生が見込まれる補修費等について、その金額を合理的に見積もり計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主として14年）による定額法により、翌期から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主として14年）による定額法により、費用処理することとしております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案して、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法によって償却しております。

なお、金額が僅少なものについては支出時の費用として処理しております。

(2) 工事負担金等の圧縮記帳処理方法

当社は、連続立体交差等の高架化工事や踏切道路拡幅工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等のうち、対象工事の完成により増収が見込まれないもので、1億円以上のものについては、工事完成時に、工事負担金相当額を取得価額から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益その他に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失その他に計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更・会計上の見積りの変更

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施

される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外収益」の「受取利息及び配当金」は明瞭性の観点から「受取配当金」及び「受取利息」としております。また「受取利息」については重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めております。

なお、前事業年度における「受取配当金」の金額は2,291百万円であります。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「工事負担金等受取額」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度における当該金額は447百万円であります。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険配当金」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度における当該金額は444百万円であります。

前事業年度において、「営業外費用」の「支払利息」に含めていた「社債利息」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度における当該金額は1,868百万円であります。

前事業年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「関係会社事業損失引当金繰入額」、「固定資産除却損」、及び「減損損失」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産	665,418百万円
有価証券	4百万円
投資有価証券	387百万円
その他の投資	1百万円
計	665,811百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	144,520百万円
(内一年以内返済額)	(12,663百万円)
鉄道・運輸機構長期未払金	35,468百万円
(内一年以内返済額)	(4,681百万円)
計	179,988百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 881,443百万円

4. 事業用固定資産

有形固定資産	1,105,984百万円
土地	556,073百万円
建物	236,128百万円
構築物	243,091百万円
車両	43,210百万円
その他	27,479百万円
無形固定資産	18,648百万円

5. 保証債務

(1) 他の会社等の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

埼玉県住宅供給公社	2,329百万円
(附) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	1,032百万円
その他	368百万円
計	3,731百万円

(2) 他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証予約を行っております。

東武食品サービス(株)	2,780百万円
-------------	----------

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,625百万円
長期金銭債権	12,092百万円
短期金銭債務	137,066百万円
長期金銭債務	10,581百万円

7. 事業用固定資産の取得価額から控除した工事負担金等の金額は、226,808百万円であります。

8. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)に基づき、鉄道事業用土地については同施行令第2条第3号、その他事業用土地については同条第1号及び第2号により行っております。

・再評価を行った日 平成14年3月31日

また、平成14年2月1日に吸収合併した東武アネックス(株)・東武エステート(株)・東武プロパティーズ(株)及び同年3月1日に吸収合併した銀座エフツー(株)においては、下記により各々合併前日において、事業用土地の再評価を行っております。

東武アネックス(株)	再評価の方法	土地の再評価法に関する法律施行令第2条第5号による
	再評価を行った日	平成14年1月31日
東武エステート(株)	再評価の方法	土地の再評価法に関する法律施行令第2条第5号による
	再評価を行った日	平成14年1月31日
東武プロパティーズ(株)	再評価の方法	土地の再評価法に関する法律施行令第2条第5号による
	再評価を行った日	平成14年1月31日
銀座エフツー(株)	再評価の方法	土地の再評価法に関する法律施行令第2条第3号及び第5号による
	再評価を行った日	平成13年12月31日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,961百万円

9. 投資有価証券のうち、17,590百万円については有価証券消費貸借契約により貸付を行っておりません。

III. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 営業収益及び営業費合計額と内訳

営業収益	222,617百万円
営業費	175,282百万円
運送営業費及び売上原価	103,098百万円
販売費及び一般管理費	21,185百万円
諸税	10,016百万円
減価償却費	40,982百万円

3. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	35,242百万円
営業費	46,341百万円
営業取引以外の取引による取引高	18,559百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,039,652株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	11,446百万円
減損損失	2,840百万円
吸収分割による引継土地	2,399百万円
関係会社事業損失引当金	1,329百万円
有価証券評価損	960百万円
減損により取崩した再評価差額	882百万円
資産除去債務	878百万円
分譲土地建物評価損	819百万円
貸倒引当金	383百万円
環境対策費	368百万円
未払事業税	301百万円
その他	279百万円
繰延税金資産小計	22,888百万円
評価性引当額	△8,930百万円
繰延税金負債との相殺額	△11,742百万円
繰延税金資産合計	2,214百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	6,579百万円
吸収分割による引継土地	4,919百万円
資産除去債務	244百万円
繰延税金負債小計	11,742百万円
繰延税金資産との相殺額	△11,742百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	2,214百万円

VI. ファイナンス・リース取引（貸主側）

1. リース投資資産の内訳

(1) 流動資産

リース料債権部分	114百万円
受取利息相当額	△76百万円
リース投資資産	38百万円

(2) 投資その他の資産

リース料債権部分	1,526百万円
見積残存価額部分	53百万円
受取利息相当額	△683百万円
リース投資資産	896百万円

2. リース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

(1) 流動資産

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	114	-	-	-	-	-

(2) 投資その他の資産

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	114	114	114	114	1,067

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東武シェアードサービス(株)	所有 直接 100%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の借入	79,800	短期借入金	122,600
				利息の支払(注1)	971	未払費用	486
子会社	東武タワースカイツリー(株)	所有 直接 77.59%	資金貸借取引 役員の兼任	利息の受取(注2)	348	短期貸付金	2,000
						長期貸付金	11,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 東武シェアードサービス(株)に対する利息の支払いについては、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

(注2) 東武タワースカイツリー(株)からの利息の受け取りについては、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

308円25銭

1株当たり当期純利益

20円94銭